

京都市告示第91号

京都市休日急病診療所条例第8条の規定に基づき、平成17年4月1日から平成18年3月31日まで、京都市休日急病診療所の管理を次のとおり委託します。

平成17年4月1日

京都市長 梶本 頼兼

| 受託者の名称 | 所在地 | 委託する業務の内容 |
|----------------|-----------------|---|
| 財団法人京都市休日急病診療所 | 京都市中京区聚楽廻松下町9番地 | 1 京都市休日急病診療所条例第1条第2項に規定する診療所における診療業務に関すること。 2 診療所の施設、付属設備及び物品の保守及び安全の確保に関すること。 3 その他市長が必要と認める事項 |

(保健福祉局保健衛生推進室地域医療課)